

## **[事案 2024-150] 新契約無効請求**

・令和7年5月28日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

### **<事案の概要>**

募集人の不適切な対応を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和4年4月に契約した定期保険について、以下等の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人に、節税対策になる保険の提案を依頼したところ本契約の提案を受けたが、パンフレットや提案書は交付されず、契約内容の説明もされなかった。説明を受けたのは、以前に加入していた契約と本契約とを比較すると損金算入できる比率が異なることのみであり、クーリング・オフの説明もなかった。
- (2) 募集人は、本契約の保険金額は申立人の売上げでは本来加入できないものであり、特別に上層部に便宜を図ってもらえるよう頼む旨を話しており、後日、募集人は、「上層部から承認されたから直ぐに契約の日を決めましょう」等と言い、申込手続を急かした。
- (3) 申込手続を行った数日後に、募集人に架電して、保険料の支払いが不安であるため解約を申し出たが、募集人は、「本来あんな売上げでは入れない保険金額に部長にお願いして便宜を図ってもらったんだから今さらやめたいなんて言えるわけがない」などと言い、解約に応じなかった。
- (4) 第一回保険料支払後、損失が一番少ないときに解約しようと考え、募集人に解約返戻率について度々説明を求めたが、募集人は一度も資料を持ってきてくれなかった。最終的には顧問税理士が用意してくれた資料で返戻額が分かった。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、契約当初の解約返戻率が低いため、募集人は1年だけの一時的な利益の節税という目的には適しておらず、お勧めできない旨を伝えたが、申立人は強い加入意向を示し、募集人に対して、申立人の顧問税理士に意見を求めるよう依頼した。
- (2) 募集人は、申立人の顧問税理士に意見を求めたところ、同税理士も本契約の加入に賛成できない旨を述べていた。
- (3) 募集人は、申立人に提案書を用いて説明し、募集人も顧問税理士もお勧めできない旨を伝えたが、申立人は今期の利益に対する課税をどうしても避けたい、保険を直ぐにやめるつもりはないと述べて改めて加入を希望し、申込手続を行った。
- (4) 申立人が募集人に本契約をやめたい旨の連絡をしたのは、申込手続から数日後ではなく契約成立後であり、募集人が「部長に言いづらいです」などと発言したのは募集人の率直な気持ちを伝えたにすぎず、部長への体裁を気にして解約に応じなかったということはない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込手続時の状況等を把握するため、申立人代表者および募集人に対して事情聴取を行った。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。